

平成28年 第3回

士幌町議会定例会議案

平成28年9月9日

議案第1号	平成28年度農作物共済無事戻しについて
議案第2号	平成28年度畑作物共済無事戻しについて
議案第3号	町道の路線廃止及び認定について
議案第4号	損害賠償額の決定及び和解について
議案第5号	教育委員会委員の任命について
議案第6号	士幌町学校教育施設整備基金条例案
議案第7号	平成28年度士幌町一般会計補正予算
議案第8号	平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第9号	平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第10号	平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算
議案第11号	平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第12号	平成28年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
認定第1号	平成27年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号	平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号	平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号	平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号	平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号	平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号	平成27年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定
認定第10号	平成27年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年9月9日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

平成 28 年度農作物共済無事戻しについて

士幌町農業共済条例第 42 条第 1 項の規定により、次のとおり農作物共済に係る無事戻しをする。

1	無事戻人員	25 人
2	無事戻金の額	239,257 円
3	支払財源	
	連合会特別交付金	47,851 円
	特別積立金	191,406 円

説 明

士幌町農業共済条例第 42 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 2 号

平成 28 年度畑作物共済無事戻しについて

士幌町農業共済条例第 116 条第 1 項の規定により、次のとおり畑作物無事戻区分別の畑作物共済に係る無事戻しをする。

畑作 5 品目(ばれいしょ・大豆・小豆・いんげん・てん菜)

1	無事戻人員		1 2 4 人
2	無事戻金の額	2 0, 4 1 9, 3 0 4 円	
3	支払財源		
	連合会特別交付金	2, 9 7 4, 1 3 2 円	
	特別積立金	1 7, 4 4 5, 1 7 2 円	

スイートコーン

1	無事戻人員		1 2 4 人
2	無事戻金の額	5 9 6, 0 1 0 円	
3	支払財源		
	連合会特別交付金	3 0 6, 0 0 6 円	
	特別積立金	2 9 0, 0 0 4 円	

説 明

士幌町農業共済条例第 116 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

町道の路線廃止及び認定について

町道の路線を次のとおり廃止及び認定する。

1 廃止する路線

路線	起点	終点	経過地
高砂清澄線	字士幌 169 番地	字下居辺南 2 線 76 番地	字士幌 字下居辺

2 認定する路線

路線	起点	終点	経過地
高砂清澄線	字士幌 169 番地	字下居辺北 3 線 115 番地	字士幌 字下居辺

説 明

町道の廃止及び認定のために、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第4号

損害賠償額の決定及び和解について

平成28年3月1日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金447,600円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

帯広市大通南〇〇丁目〇〇番地

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

4 事故の内容

平成28年3月1日、士幌町字士幌東3線167番地先路上において、除雪作業中の本町所有車両が、停車していた相手方車両（トラック）の運転席側後方に接触し、損害を与えたもの。

説明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 5 号

教育委員会委員の任命について

士幌町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求め
る。

住 所 士幌町字士幌西 2 線 1 6 4 番地 1 1
氏 名 末 永 秀 雄
生年月日 昭和 2 5 年 1 0 月 2 3 日

住 所 士幌町字中士幌西 2 線 1 1 5 番地
氏 名 浅 野 澄 江
生年月日 昭和 3 0 年 1 月 5 日

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

議案第6号

士幌町学校教育施設整備基金条例案

士幌町学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 士幌町の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、士幌町学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用)

第4条 町長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて取得した建物の有償貸し付けに当たって、当該補助金等に係る国庫納付金に相当する額を学校教育施設の整備に要する経費の財源の確保を目的とした基金に積み立てるため、本条例を制定するものである。

認定第1号

平成27年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度土幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

平成 2 7 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 7 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

平成 27 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号

平成27年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

平成 27 年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号

平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号

平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

平成 27 年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号

平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 10 号

平成 27 年度北十勝消防事務組合歳入歳出決算認定

地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により、平成 27 年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。